

令和7年度
第3回さいたま市国民健康保険
運営協議会

協議・報告事項

資 料

令和7年12月18日(木)
さいたま市役所 特別会議室

目 次

- (1) 子ども・子育て支援金について 1
- (2) 令和8年度の国民健康保険税率等
の見直しについて（諮問） 11
- (3) その他 35

協議・報告事項

(1) 子ども・子育て支援金
について

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

- ① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

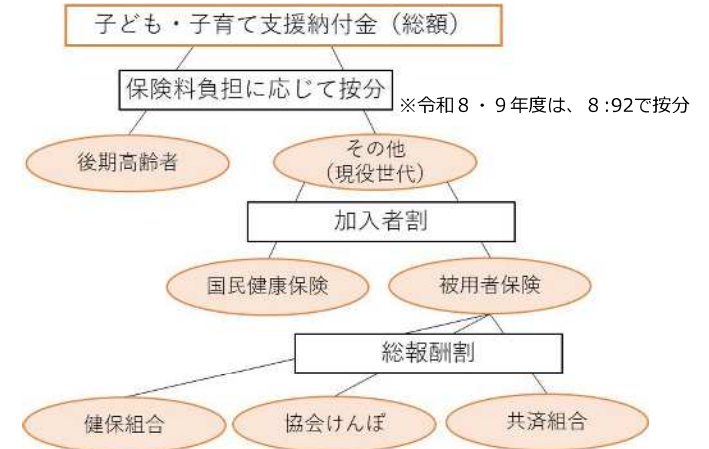
- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）**。

- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。

- ④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。

- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。

- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
- ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
- ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費 (※) の計1.3兆円程度
※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

**後期高齢医療制度
とそれ以外**

後期高齢者 【8.3%】 ※R10見込み。
R8・9は8% (法定)
後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人
国保 【23%】
3,000億円程度
(現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり)
7,400万人
被用者保険 【68%】

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人 協会けんぽ 【30%】 3,900億円程度	2,700万人 健保組合 【28%】 3,700億円程度	940万人 共済組合等 【10%】 1,300億円程度
--	---------------------------------------	--------------------------------------

(労使折半)

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

事業主が0.4兆円程度を拠出

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①／②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）」についてを参照。
*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえません。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえません。

（注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

1 国民健康保険税の内訳

税の種類	主な用途	対象者
医療給付費分 (医療分)	国民健康保険の医療費に使われる	全員
後期高齢者支援金等分 (後期分)	後期高齢者医療制度を支援するために使われる	全員
介護納付金分 (介護分)	介護保険のために使われる (介護保険料)	40歳から64歳の被保険者
子ども・子育て支援金分 (子ども分)	子ども・子育て支援のために使われる	18歳以上の被保険者

- ・国民健康保険税は、令和8年度から4つの種類をまとめて課税します。
- ・介護納付金分は対象者が限定されています。65歳以上になると介護保険の方で介護保険料として年金から特別徴収されるようになります。

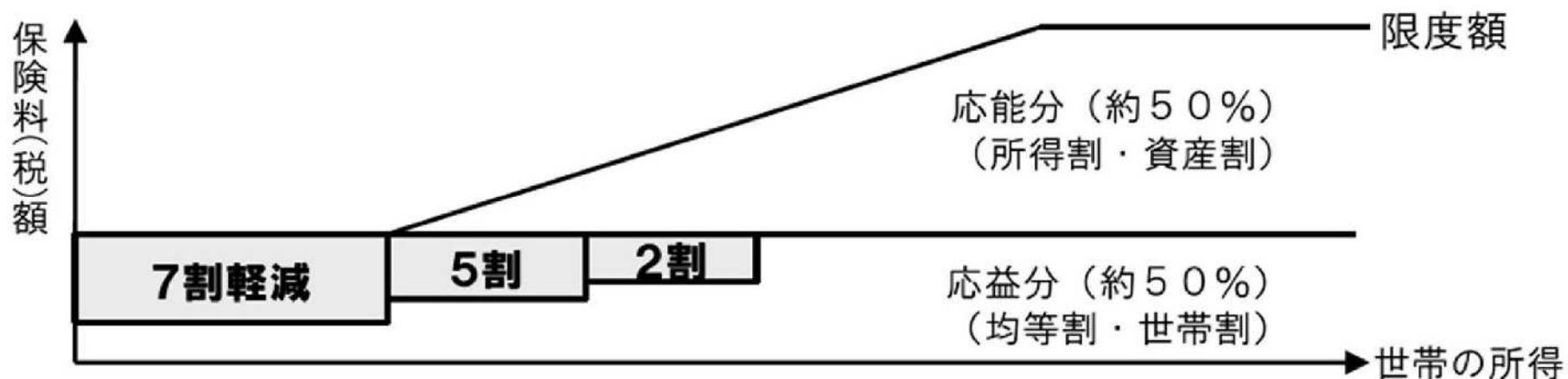
2 課税方式

	種類	課税の方法	2方式	3方式	4方式
応益割	均等割	被保険者数に応じて課税 (子どもを含む)	○	○	○
	平等割	世帯ごとに課税		○	○
応能割	所得割	被保険者の所得に応じて課税	○	○	○
	資産割	被保険者の固定資産税額に応じて課税			○

- さいたま市は3市合併で誕生した平成13年から「2方式」を採用している。
- その後に決定した、埼玉県国民健康保険運営方針でも「2方式」を採用している。

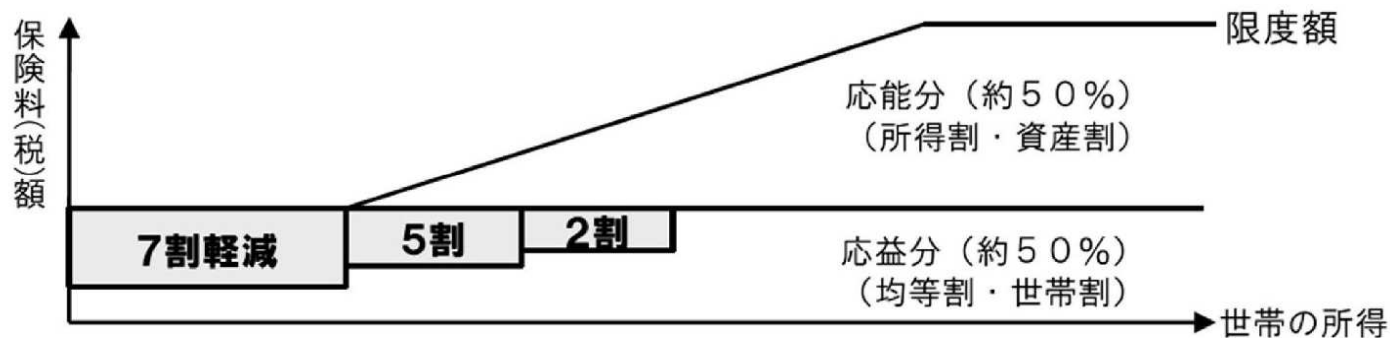
3 課税限度額

- 国民健康保険のお金は、ほとんど医療費に使われており、納めた保険税の多少に関わらず、誰でも同じ内容の給付を受られるため、高所得者の納税意欲がなくならないように課税限度額が設けられています。
- 課税限度額は法律で上限額を定めており、市の条例で上限までの範囲で定めることができます。
- 埼玉県国民健康保険運営方針では、課税年度の法定限度額にすることを目指しています。



4 軽減制度

軽減の種類	軽減の内容
低所得者	対象者の所得が基準以下の場合、均等割額を7割・5割・2割軽減
未就学児	未就学児に係る均等割額を5割軽減
産前産後	出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月分、多胎の場合は6か月分）の保険税を軽減
非自発的失業者	倒産・解雇・雇止め等、本人の事由によらず失業した場合、前年の給与所得を100分の30とみなして算定



- 軽減で減少する税収は、公費（国・県・市）から財政支援で補填されます。

5 減免制度

減免の種類	減免の内容
災害	災害で住居等に損害を受けた場合
旧被扶養者世帯	職場の健康保険等に加入している人が後期高齢者医療制度に加入したことに伴い、その人の被扶養者が国保に加入することになった時点で65歳以上の人
収監	被保険者が収監されていた場合
所得減少	解雇や負傷・疾病、事業廃止等で前年より所得が4割以上減少する見込みの場合
生活困窮	一定基準以下の所得で生活困窮と認められる場合
東日本大震災	東日本大震災で被災した場合 (原発からの避難者を含む)

- 減免で減少する税収は、公費（国・県・市）から財政支援で補填されます。
- 減免についても、税率が準統一される令和9年度に県内で統一する予定です。

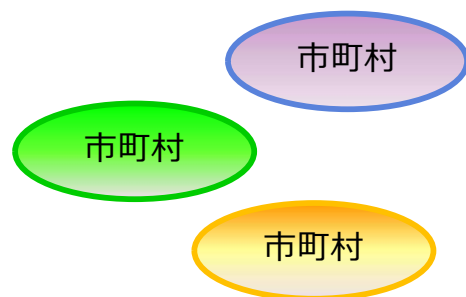
【このページは白紙です】

協議・報告事項

- (2) 令和8年度の国民健康保険
税率等の見直しについて
(諮問)

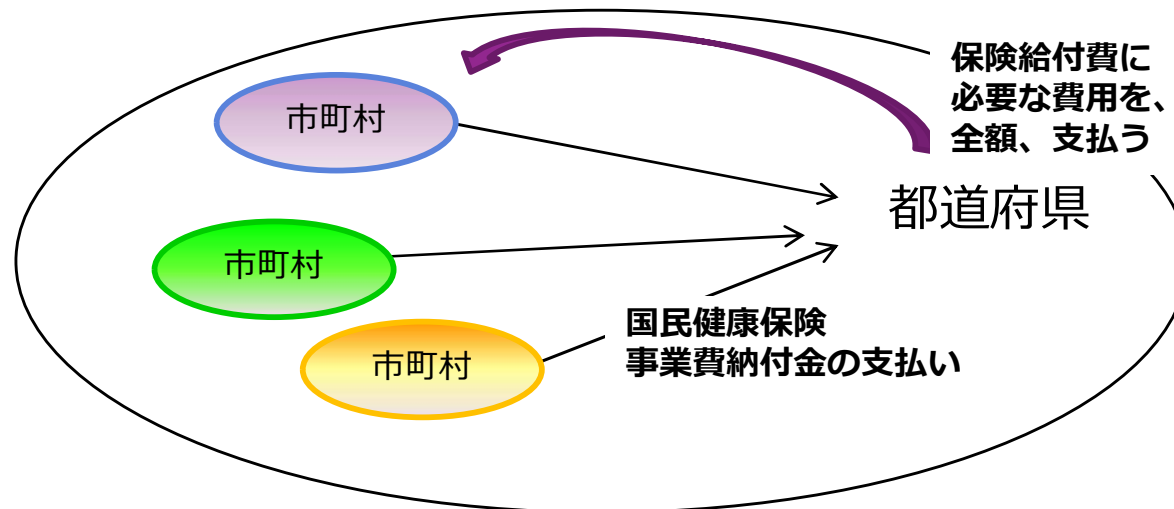
1 国民健康保険税の賦課徴収

【平成29年度まで】
市町村が個別に運営



さいたま市で必要となる
**保険給付費等に充てるため
国民健康保険税を賦課徴収**
する。

【平成30年度から】
都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割
埼玉県国民健康保険運営方針を策定



埼玉県で必要となる保険給付費等を賄うため県内の市町村は埼玉県に国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という）を納める。

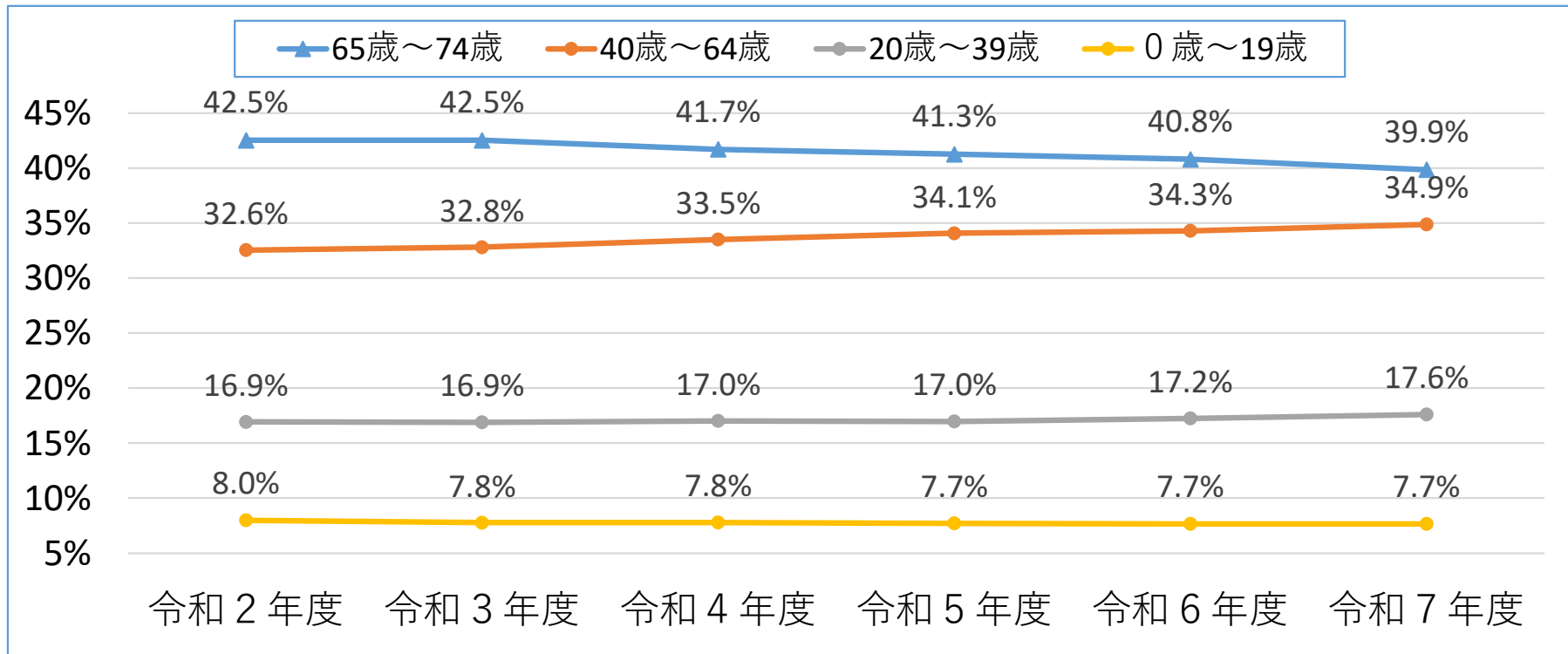
さいたま市は、**納付金の支払いに充てるため国民健康保険税を賦課徴収**する。

県から示される納付金の増減により税率を見直す

2 さいたま市国民健康保険の現状

(1) 被保険者の状況

①被保険者の年齢構成

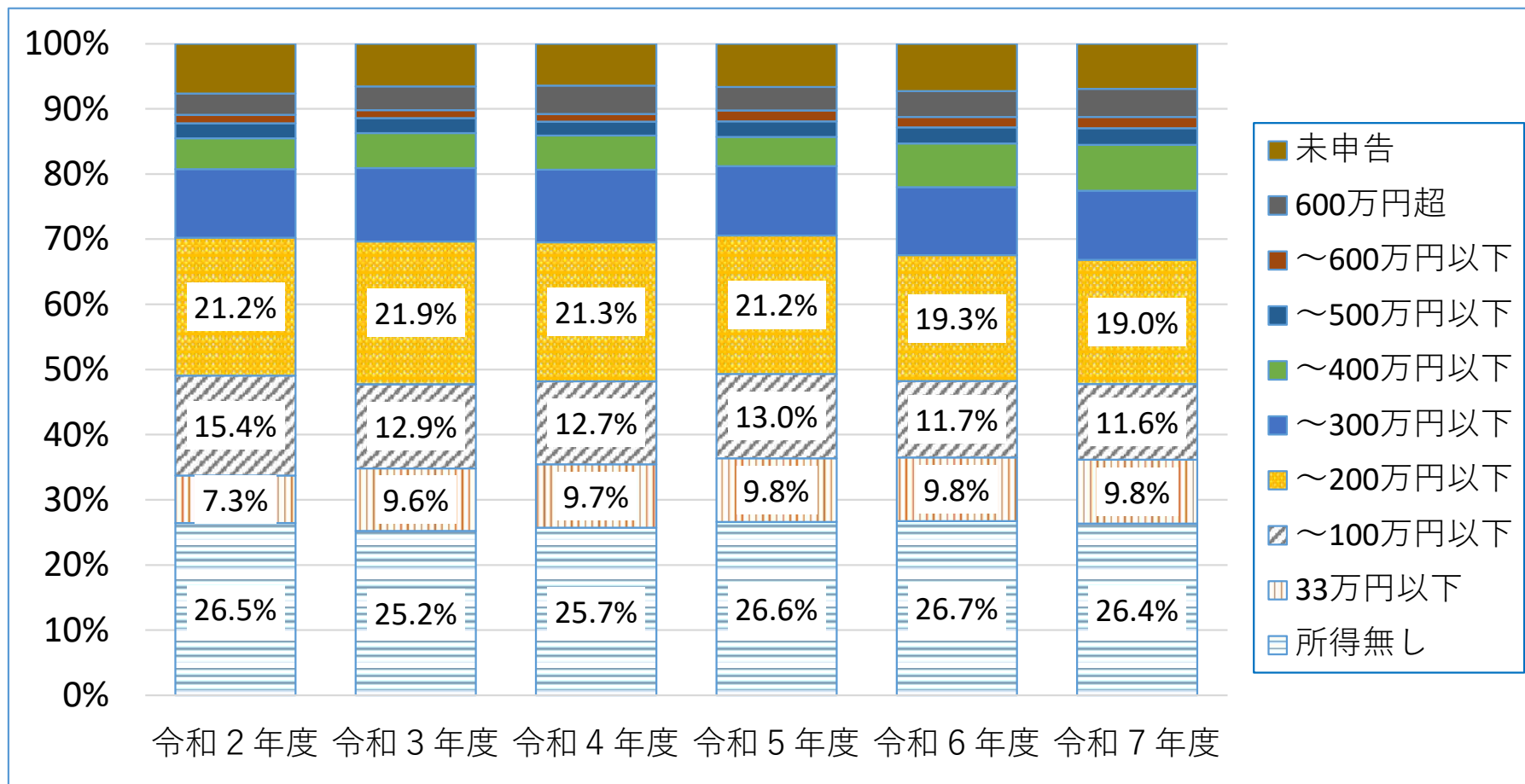


※「さいたま市の国民健康保険」より。

※各年度、年度末現在。令和7年度は10月末現在。

➤ 65歳以上の被保険者の割合が一番多い状態が続いている。

②所得階層別世帯割合



※各年度、7月当初課税時の世帯で算出。令和3年度から33万円以下は43万円以下に読み替えます。

➤ 加入世帯の約半数は所得100万円以下。(令和7年度当初課税：47.8%)
 (約7割が200万円以下。令和7年度当初課税：66.8%)

(参考：令和6年度：100万円以下…48.2% 200万円以下…67.5%)

③被保険者数別世帯所得状況

＜令和7年度 当初課税時＞

世帯内 被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
1	101,941	101,941	71.0%	965,914
2	31,242	62,484	21.7%	2,465,017
3	7,174	21,522	5.0%	3,287,891
4	2,534	10,136	1.8%	4,268,035
5	608	3,040	0.4%	5,113,993
6以上	172	1,092	0.1%	6,235,210
	143,671	200,215	100.0%	22,336,060

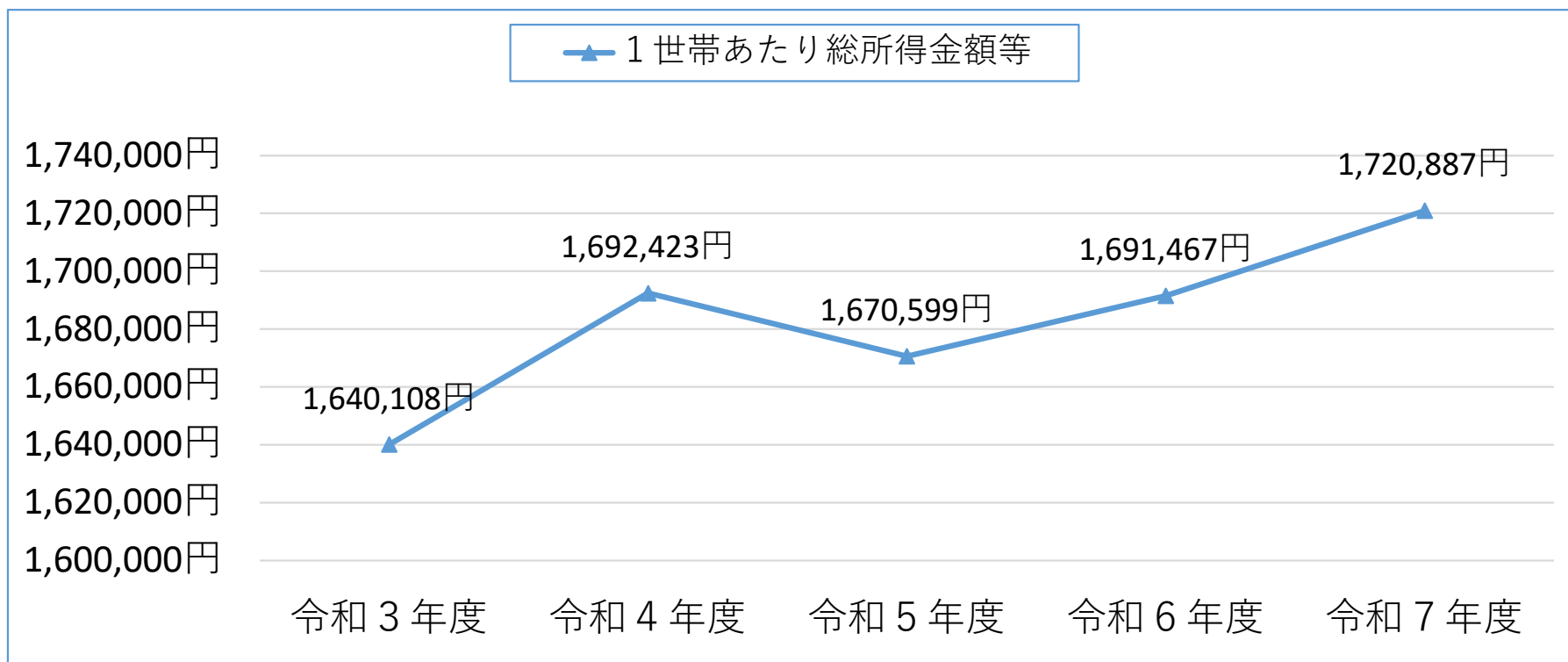
＜参考:前年度＞

構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
69.7%	945,203
22.6%	2,408,974
5.2%	3,546,461
1.9%	4,560,882
0.4%	4,765,368
0.1%	6,325,070
100.0%	22,551,958

※令和7年度、7月当初課税時の世帯で算出。

- 約9割の世帯は被保険者数が2人以下（令和7年度当初課税：92.7%）
（参考：令和6年度：92.3%）
- 2人以下の世帯では、前年度より所得は増えている。

④ 1世帯あたり総所得金額等



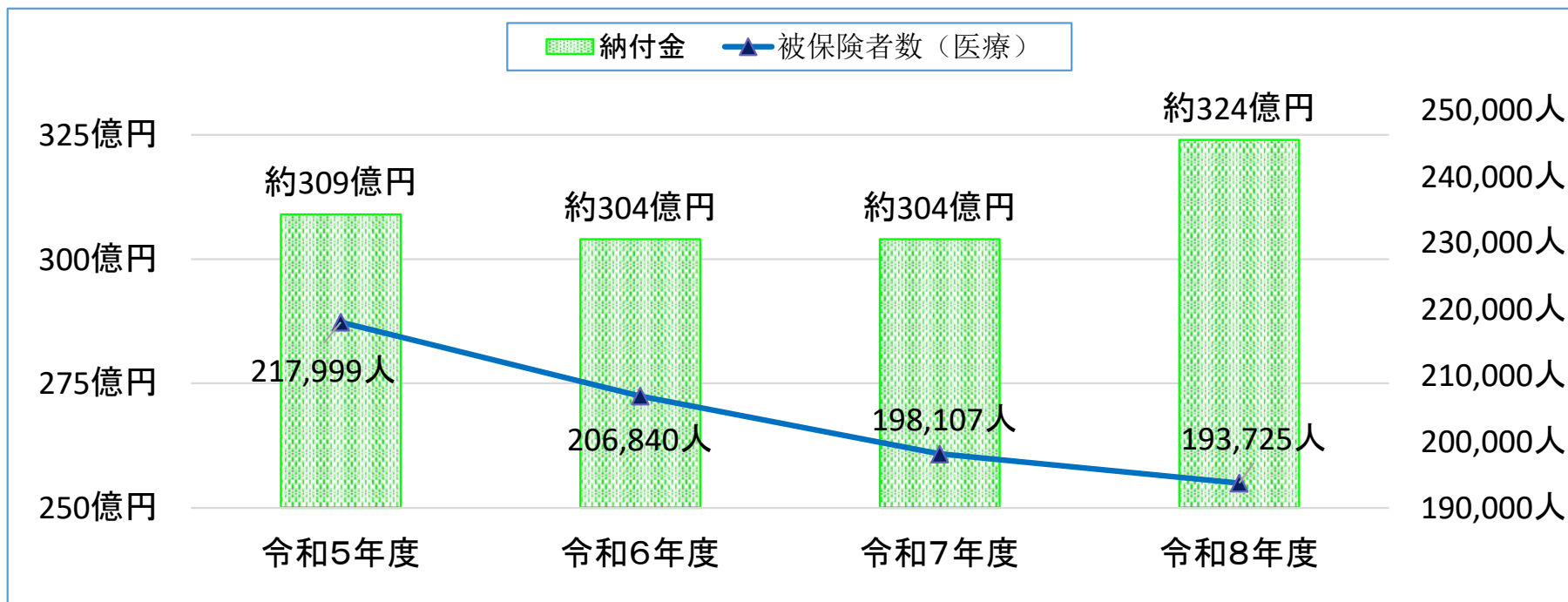
※「国民健康保険税 調定表」より。各年度、7月末現在。
当初課税時点の所得のため、前年度の所得

- 令和5年度（令和4年度所得）以降、所得の増加傾向は続いています。
- 総所得金額等とは基礎控除を引く前の額

⑤ 被保険者の状況（まとめ）

令和7年度の被保険者の状況について、世帯の所得は、令和5年度より上昇しているが、被保険者数の減少が続いているため、高齢者と所得が少ない方の割合が多い状態が続いており、さいたま市国民健康保険事業の財政運営は厳しい状況が続いている。

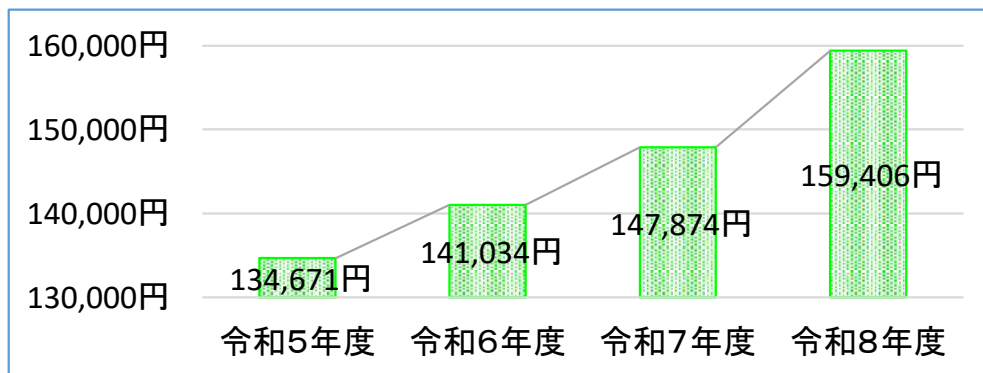
(2) 納付金の状況



※ 各年度、秋の試算（仮算定）の内容。

※ 納付金は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の各納付金の合計額。

<参考：被保険者一人当たり納付金>



➤ 令和8年度は前年度と比較し一人当たりの納付金が増加。
(11,532円の増)

※ 埼玉県が試算した「令和8年度国保事業費納付金の秋の試算結果」より。

令和8年度の納付金

単位：千円

＜参考：被保険者一人当たり＞

	令和7年度 (当初予算)	令和8年度 (見込)	増減 (R8-R7)
納付金	30,356,870	32,444,699	2,087,829
保険税※1	23,789,039	24,077,544	288,505
国・県支出金	595,841	441,342	▲154,499
諸収入等	269,768	260,297	▲9,471
法定一般会計繰入	4,889,502	4,932,074	42,572
法定外一般会計繰入 (決算補填等以外の目的 【赤字解消・削減対象外】)	306,137	301,076	▲5,061
法定外一般会計繰入 「決算補填等目的 【赤字解消・削減対象】」※2	506,582	2,432,366	1,925,783
(市)基金繰入金	1		

	納付金額	赤字額
令和7年度	147,874円	3,505円
令和8年度	159,406円	9,492円
増減(R8-R7)	11,532円	5,987円

※一人当たりの額は推計被保険者数で除した額

※1…令和8年度の保険税は、子ども・子育て支援金課税の想定する税収を追加し、既存の税率等は改正しなかった場合で積算。

※2…左表の赤字内が、埼玉県国民健康保険運営方針で定められている解消すべき赤字の額。

被保険者数が減少しているのに、納付金が前年度より大幅に増額となっているため、一人当たり納付金額も大幅に増加している。

赤字額は、前年度と比較し約19億円増加し、約24億円となる見込み。この約24億円の赤字が税率等の見直し対象。

3 さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針

平成30年12月策定 さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針より

＜赤字解消・削減方針＞

国保財政の健全化を図るためには、赤字である法定外一般会計繰入金を解消する必要がある。赤字を解消するため、次の取組を実施する。

(1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

(2) 国民健康保険税収納対策の実施

(3) 適正な保険税率等の設定

赤字解消に向けた取組み

(1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

- ① 「第3期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）」及び「第4期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を確実に実施
- ② 第三者行為求償、不当利得に係る保険給付費の返還請求等を今後も更に推進

(2) 国民健康保険税収納対策の実施

- ① 「さいたま市国民健康保険税収納対策基本方針」を年度毎に策定し実施
- ② 保険年金課と市税事務所が連携して収納率の向上を目指す

(3) 適正な保険税率等の設定

- ① 被保険者の負担増に配慮し、**令和8年度まで段階的に保険税を引き上げ、赤字を解消**

4 埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)

令和5年12月策定 埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)より

(1)赤字削減・解消の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、収納率格差以外の保険税水準統一の目標年度の前年度である**令和8年度までに赤字を解消**することとします。

(2)保険税水準の統一

- ▶ 保険税水準の統一の定義について、原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとします。
- ▶ 保険税水準の統一は、以下のとおり3段階に分けて進めることとします。
 - ① 納付金ベースの統一
納付金の算定過程において医療費水準を反映しない。都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で計算する等、納付金額を算定するうえでは統一基準。(令和6年度)
 - ② **準統一**
収納率格差以外の項目を統一。(令和9年度)
 - ③ 完全統一
収納率格差を反映しない完全統一。(令和12年度)

(3) 応能応益割合

応能応益割合（さいたま市）は、**約 55 : 45** とします。

(4) 課税限度額

保険税水準の準統一に向けて、早期に**課税年度時点で法で定めた上限額（法定限度額）を適用**となることを目指します。

(5) 収納対策

現年度の目標収納率は、**93.72%以上**（被保険者数5万人以上の保険者）
※目標収納率を達成した市町村は、**達成後の収納率を上回ることを**翌年度の目標とします。

納期内納付を促進するため、口座振替納付の促進、納付方法の拡充等に取り組みます。

5 令和8年度の保険税率等の見直し

(1) 解消すべき赤字額の内訳（税率等改正前）

単位：千円

合計	基礎課税分 （医療分）	後期高齢者支援金 等分（後期分）	介護納付金分 （介護分）
2,432,366	1,739,939	464,632	227,795

(2) 適正な保険税率等の設定

① 課税限度額の引き上げ

- 納税義務者間の負担の衡平を図るため、課税限度額を令和8年度税制改正で改正される予定の法定限度額まで引き上げる。

令和8年度	基礎課税分	66万円	⇒	67万円
	後期高齢者支援金等分	26万円	⇒	据置き
	介護納付金分	17万円	⇒	据置き
	子ども・子育て支援金分	新規	⇒	法定額
	合計	109万円	⇒	110万円 + α

② 被保険者の負担増に配慮しつつ、適正な保険税率の設定を行う

- 保険税率の引き上げを行い赤字をすべて解消する。

(3) 税率等の検討

① 県標準保険税率との比較

現行の税率	合計	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	11.97%	7.13%	2.60%	2.24%	
均等割	66,400円	38,300円	13,500円	14,600円	
埼玉県標準保険税率	合計	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	13.76%	8.15%	2.86%	2.49%	0.26%
均等割	86,217円	49,556円	17,274円	17,691円	1,696円
現行との差（所得割）	1.79%	1.02%	0.26%	0.25%	0.26%
現行との差額（均等割）	19,817円	11,256円	3,774円	3,091円	1,696円

- 現行の税率と県標準保険税率を比較すると、すべて県標準保険税率の方が上回っています。
- 今回の税率改正では、すべての所得割と均等割を引き上げるにより、県標準保険税率に近づけます。引き上げにあたっては、赤字解消に必要な税収が確保できるように合わせて検討します。
- 子ども・子育て支援金分は、県標準保険税率をそのまま適用します。（ただし、均等割については端数処理を行い、百円単位とします。）

② 収納率

前々年度を上回ることを目指します。

- 現年収納率 94.94%以上（令和6年度94.93%）

③ 軽減

➤ 均等割の引き上げに伴い、低所得者・未就学児・産前産後の軽減額（公費負担）も引き上げし、対象者の税額の引き上げ幅を緩和します。

➤ 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置等の対象者等の拡大については、国において、地方からの要望を踏まえ、令和9年度から拡大する方向で検討が進んでおります。

④ 減免

- 現在、災害・旧被扶養者・収監・所得減少・生活困窮・東日本大震災の減免を実施しています。
- 令和4年度以降は、原則、新たな減免は行わないこととしています。
- 県において、令和9年度の保険税の準統一に合わせて、減免の統一も行う予定。現在示されている県の案では、本市の減免の項目と一致しています。
- 国や県から新たな減免の財政支援が行われる場合は実施する方向で検討します。

(4) 令和8年度の税率及び課税限度額

			現行	改正後	増分
基礎課税額 (医療分)	税率	所得割	7.13%	7.64%	0.51%
		均等割	38,300円	43,300円	5,000円
	課税限度額		66万円	67万円	1万円
後期高齢者 支援金等課税額 (後期分)	税率	所得割	2.60%	2.73%	0.13%
		均等割	13,500円	14,900円	1,400円
	課税限度額		26万円	26万円	据え置き
介護納付金課税額 (介護分)	税率	所得割	2.24%	2.37%	0.13%
		均等割	14,600円	16,100円	1,500円
	課税限度額		17万円	17万円	据え置き
子ども・子育て 支援金課税額 (子ども分)	税率	所得割	-	0.26%	新規
		均等割	-	1,700円	新規
	課税限度額		-	法定額	新規

※参考 埼玉県標準保険税率

	合計	医療	後期	介護	子ども
所得割	13.76%	8.15%	2.86%	2.49%	0.26%
均等割	86,217円	49,556円	17,274円	17,691円	1,696円
改正後との差額（所得割）	0.76%	0.51%	0.13%	0.12%	0.00%
改正後との差額（均等割）	10,217円	6,256円	2,374円	1,591円	-4円

(5) 適正な保険税率等の設定による効果及び影響

① 「課税限度額引き上げ」の効果及び影響

- 税込約3,400万円＋公費負担約100万円＝約3,500万円増
- 影響世帯 約3,500世帯

② 「保険税率の引き上げ」の効果及び影響

- 税込約17.6億円＋公費負担約6.1億円＝約23.7億円増
- 影響世帯 約135,500世帯

③ 「子ども・子育て支援金」の効果及び影響

- 税込約5.6億円＋公費負担約1.4億円＝約7億円増
- 影響世帯 約139,000世帯

(6) 解消すべき赤字額の内訳（税率等改正後）

単位：千円

	合計	基礎課税分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
改正前	2,432,366	1,739,939	464,632	227,795
改正後	-	-	-	-
後－前	▲2,432,366	▲1,739,939	▲464,632	▲227,795

- ▶ 今回の改正により、赤字はすべて解消します。
- ▶ 平成30年度からの赤字解消の取組が一区切りついたこととなります。ただし、これは当初予算時点のため、最終的に決算で赤字にならないように注視してまいります。

6 (参考)モデルケースでの影響比較

(1) 最も多い構成

＜令和7年度 当初課税時＞

世帯内 被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
1	101,941	101,941	71.0%	965,914
2	31,242	62,484	21.7%	2,465,017
3	7,174	21,522	5.0%	3,287,891
4	2,534	10,136	1.8%	4,268,035
5	608	3,040	0.4%	5,113,993
6以上	172	1,092	0.1%	6,235,210
	143,671	200,215	100.0%	22,336,060

- ▶ 全世帯の内、約 9 割が被保険者数 2 人以内の世帯。
- ▶ 赤枠内が、最も多い構成。
- ▶ 年齢構成では、65歳～74歳が最も多い構成（3 ページ①被保険者の年齢構成参照）

※主のみ年金の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※年金収入、所得は令和7年度の内容で算出。令和8年度は収入が同額として算出。

65歳 被保険者数 1 人
公的年金等雑所得 965,914円
(年金収入 2,065,914円)

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
965,914円 (2割軽減)	52,100円	56,800円	4,700円

65歳 被保険者数 2 人
公的年金等雑所得 2,465,017円
(年金収入 3,653,356円)

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
2,465,017円	301,500円	335,300円	33,800円

(2) 介護納付金分を含む場合

40～64歳の被保険者 1 人

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	19,700円	23,700円	4,000円
72.5万円 (5割軽減)	68,400円	77,300円	8,900円
97.5万円 (2割軽減)	118,100円	132,400円	14,300円
100万円 (給与収入約 155万円)	134,500円	151,100円	16,600円
200万円 (給与収入約 297万円)	254,200円	281,100円	26,900円
300万円 (給与収入約 430万円)	373,900円	411,100円	37,200円
400万円 (給与収入約 555万円)	493,600円	541,100円	47,500円
500万円 (給与収入約 678万円)	613,300円	671,100円	57,800円
600万円 (給与収入約 789万円)	733,000円	801,100円	68,100円
700万円 (給与収入約 895万円)	852,700円	929,300円	76,600円

40～64歳の被保険者 2 人

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	39,700円	46,500円	6,800円
102.0万円 (5割軽減)	136,900円	153,600円	16,700円
152.0万円 (2割軽減)	236,500円	264,100円	27,600円
200万円 (給与収入約 297万円)	320,600円	357,100円	36,500円
300万円 (給与収入約 430万円)	440,300円	487,100円	46,800円
400万円 (給与収入約 555万円)	560,000円	617,100円	57,100円
500万円 (給与収入約 678万円)	679,700円	747,100円	67,400円
600万円 (給与収入約 789万円)	799,400円	877,100円	77,700円
700万円 (給与収入約 895万円)	912,800円	987,600円	74,800円

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和7年度の内容で算出。令和8年度は収入が同額として算出。

※子ども・子育て支援金課税の課税限度額は2万円と仮定して算出。

(3) 介護納付金分を含まない場合

40歳未満の被保険者 1 人

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	15,400円	18,900円	3,500円
72.5万円 (5割軽減)	54,500円	62,300円	7,800円
97.5万円 (2割軽減)	94,300円	106,700円	12,400円
100万円 (給与収入約 155万円)	107,200円	121,500円	14,300円
200万円 (給与収入約 297万円)	204,500円	227,800円	23,300円
300万円 (給与収入約 430万円)	301,800円	334,100円	32,300円
400万円 (給与収入約 555万円)	399,100円	440,400円	41,300円
500万円 (給与収入約 678万円)	496,400円	546,700円	50,300円
600万円 (給与収入約 789万円)	593,700円	653,000円	59,300円
700万円 (給与収入約 895万円)	691,000円	759,300円	68,300円

40歳未満の被保険者 2 人

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	31,000円	36,900円	5,900円
102.0万円 (5割軽減)	109,100円	123,600円	14,500円
152.0万円 (2割軽減)	188,800円	212,600円	23,800円
200万円 (給与収入約 297万円)	256,300円	287,700円	31,400円
300万円 (給与収入約 430万円)	353,600円	394,000円	40,400円
400万円 (給与収入約 555万円)	450,900円	500,300円	49,400円
500万円 (給与収入約 678万円)	548,200円	606,600円	58,400円
600万円 (給与収入約 789万円)	645,500円	712,900円	67,400円
700万円 (給与収入約 895万円)	742,800円	817,600円	74,800円

※未就学児は含まない。

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和7年度の内容で算出。令和8年度は収入が同額として算出。

※子ども・子育て支援金課税の課税限度額は2万円と仮定して算出。

(4) 未就学児を含む世帯の場合

30代の被保険者2人と未就学児1人
(介護納付金分を含まない世帯)

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	38,800円	46,100円	7,300円
131.5万円 (5割軽減)	150,700円	170,300円	19,600円
206.5万円 (2割軽減)	262,600円	295,300円	32,700円
300万円 (給与収入約430万円)	379,400円	424,800円	45,400円
400万円 (給与収入約555万円)	476,700円	531,100円	54,400円
500万円 (給与収入約678万円)	574,000円	637,400円	63,400円
600万円 (給与収入約789万円)	671,300円	743,000円	71,700円
700万円 (給与収入約895万円)	768,600円	846,700円	78,100円

40代の被保険者2人と未就学児1人
(介護納付金分を含む世帯)

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	47,500円	55,700円	8,200円
131.5万円 (5割軽減)	185,100円	207,300円	22,200円
206.5万円 (2割軽減)	322,500円	359,800円	37,300円
300万円 (給与収入約430万円)	466,100円	517,900円	51,800円
400万円 (給与収入約555万円)	585,800円	647,900円	62,100円
500万円 (給与収入約678万円)	705,500円	777,900円	72,400円
600万円 (給与収入約789万円)	825,200円	907,200円	82,000円
700万円 (給与収入約895万円)	938,600円	1,016,700円	78,100円

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和7年度の内容で算出。令和8年度は収入が同額として算出。

※子ども・子育て支援金課税の課税限度額は2万円と仮定して算出。

(5)子ども（未就学児以外）を含む世帯の場合

40代の被保険者2人と小学生1人

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	55,200円	64,000円	8,800円
131.5万円 (5割軽減)	198,100円	220,400円	22,300円
206.5万円 (2割軽減)	343,200円	379,900円	36,700円
300万円 (給与収入約430万円)	492,100円	542,900円	50,800円
400万円 (給与収入約555万円)	611,800円	672,900円	61,100円
500万円 (給与収入約678万円)	731,500円	802,900円	71,400円
600万円 (給与収入約789万円)	851,200円	932,900円	81,700円
700万円 (給与収入約895万円)	964,600円	1,045,000円	80,400円

40代の被保険者2人と小学生2人

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差 税額
43万円 (7割軽減)	70,800円	79,300円	8,500円
161.0万円 (5割軽減)	259,300円	282,700円	23,400円
261.0万円 (2割軽減)	449,800円	489,600円	39,800円
300万円 (給与収入約430万円)	543,900円	592,300円	48,400円
400万円 (給与収入約555万円)	663,600円	719,700円	56,100円
500万円 (給与収入約678万円)	783,300円	847,100円	63,800円
600万円 (給与収入約789万円)	903,000円	974,500円	71,500円
700万円 (給与収入約895万円)	1,016,400円	1,078,900円	62,500円

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和7年度の内容で算出。令和8年度は収入が同額として算出。

※子ども・子育て支援金課税の課税限度額は2万円と仮定して算出。

【このページは白紙です】

協議・報告事項

(3) その他

令和8年度国民健康保険運営協議会日程(案)

※現時点の案のため、日時や会場・内容が変更する場合があります。

	日 時	会 場	内 容 (予定)
第1回	令和8年5月21日(木) 14:00から	さいたま市役所 2階 特別会議室	・令和8年度の国民健康保険事業の 予算について ・令和8年度の国民健康保険事業に ついて
第2回	令和8年8月20日(木) 14:00から	さいたま市役所 2階 特別会議室	・令和7年度の国民健康保険事業の 決算見込について
第3回	令和8年10月15日(木) 14:00から	さいたま市役所 2階 特別会議室	・保険者努力支援制度について
第4回	令和8年12月17日(木) 14:00から	さいたま市役所 2階 特別会議室	・令和9年度の国民健康保険税率等 の見直しについて

検討案件によっては、開催回数が変わる場合があります。